

原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 八重山庁舎構内草刈業務
2. 業務目的 本業務は、八重山庁舎構内における雑草の定期的な管理を行い、資産の適切な管理並びに環境の整備を図ることを目的とする。
3. 業務場所 沖縄県石垣市梶海大田 1 4 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎
4. 業務期間 自) 令和 3年 4月 1日
至) 令和 4年 3月 31日
5. 業務内容 以下の内容に基づいて、業務を行うこと。
 - 1) 草刈
図示部分（約6, 425㎡）の雑草について草刈りを行うこと。作業は機械によることを原則とするが、建物及び構築物の周囲等、機械作業が出来ない場所
は手作業によるものとする。
※実施回数：4回（実施時期は状況等を勘案し、別途打ち合わせによる。）
 - 2) 処分
刈り取った雑草及び枯れ葉（雨水排水溝に落ちた物も含む）は構外に搬出し、
関係法令等に従い適切に処理すること。
 - 3) 安全の確保
 - ①機械作業・高所作業を行う場合には、作業員並びに他者への安全にも十分配慮すること。
 - ②公道上で作業の必要がある場合には、関係官署への届出をするとともに、作業時には交通誘導員を配置し、安全を確保すること。
 - ③作業中、砂利等の飛散及び枝の落下等により、人身並びに器物へ被害を与えないよう十分注意し、必要に応じて飛散・落下防止等の対策を講ずること。
 - ④害獣（ハブ等）対策を万全にして、作業すること。
 - ⑤業務場所に斜面が存在するので、転倒による事故防止対策を万全にすること。
 - ⑥実施1回の業務期間は概ね10営業日以内とし、業務時間は9時～17時（休憩1時間）とする。
 - 4) 作業用機材等
草刈り作業に必要な機材等は請負者の負担とする。

6. 特記仕様

1) 一般事項

本業務の実施に当たっては既存設備または施設等に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害等を与えた場合には担当職員に報告し、その指示に従い修復するものとする。

2) 業務管理

本仕様書に適合させ、構内環境の美観を落とさぬよう業務を完了させるために業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の管理を行うものとする。

3) 業務の実施

業務の実施に必要な水、電力等は構内施設から無償で使用できるものとし、業務担当者は、その作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。

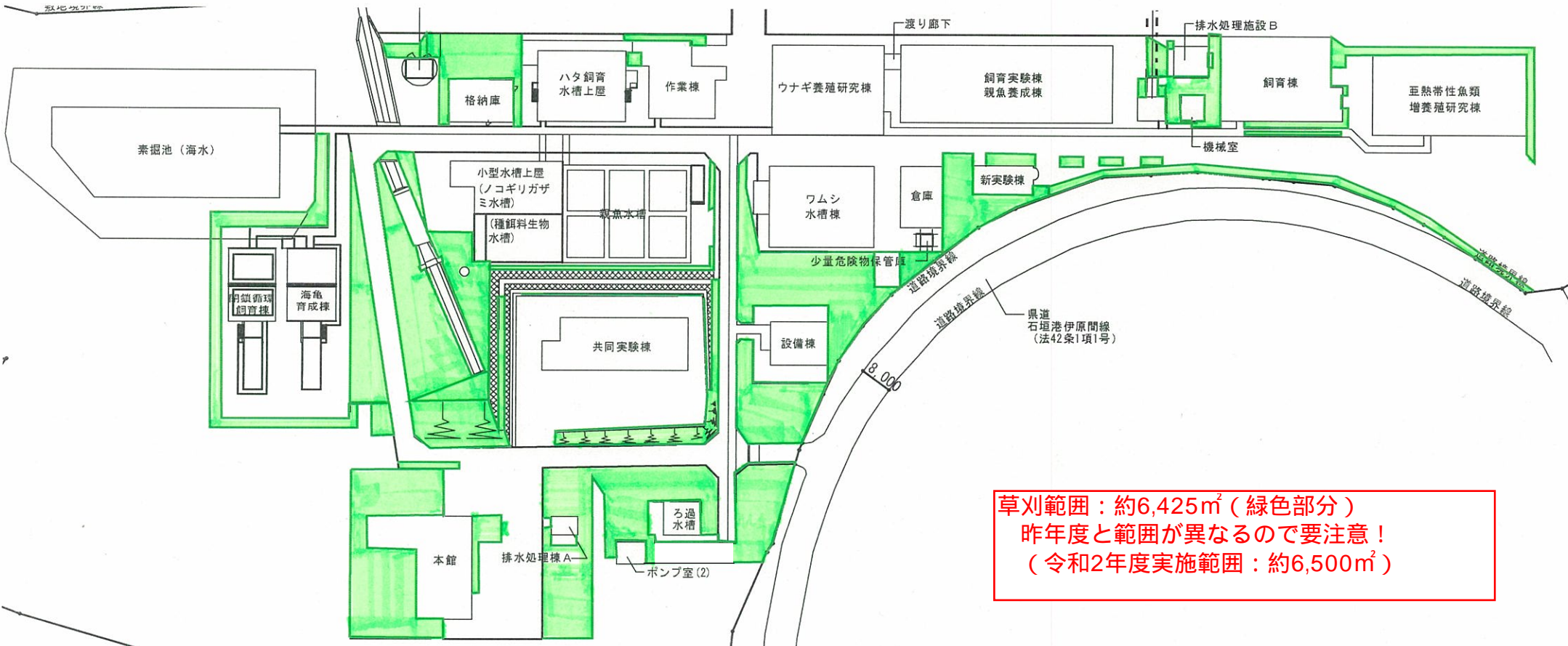
4) 業務の検査

本業務完了後、担当職員の検査を受け合格と認められた上、引き渡しを行うものとする。

請負者は、完了報告書の提出をもって業務完了とする。

7. その他

詳細については担当職員の指示に従うこと。



草刈範囲：約6,425㎡ (綠色部分)
 昨年度と範囲が異なるので要注意！
 (令和2年度実施範囲：約6,500㎡)